

令和7年3月5日

1、2学年保護者 各位

世田谷区立用賀中学校  
校長 毛利 慎治

### 教材費等にかかる新たな集金サービスの利用について

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では、教材費や校外学習費について、世田谷区のモデル校として、インターネット上の集金サービスを利用する方針を決定し、必要な予算の確保、関連する諸課題の調整を進めてきました。このたび令和7年4月より、世田谷区教育委員会を通じて、新たな集金サービスを利用することとなりました。

保護者のみなさまには、改めて本サービスについて、金融機関口座の登録やアプリの設定等を行なっていただく必要がございます。大変お手数をおかけし恐縮ですが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 利用予定サービス

「学校モール」運営事業者:(株)サンワ

#### 2. 目的

本サービスは、世田谷区教育委員会が教職員の負担軽減の観点から、区立小中学校に導入を進めているもので、教職員の児童生徒と向き合う時間の拡充、教育の質の向上に繋げることを目的としております。

#### 3. 主な内容

(参考)学校モール

(1) 普段ご利用の金融機関の口座登録が可能です。

案内チラシ→



(入学後の手続き依頼時に配布する「対応金融機関一覧」参照)

(2) 口座振替により、指定日(年2~3回程度)に、ご登録の口座から自動で引き落とします。

(3) 教材等の明細は、アプリ(4月以降リリース予定)やウェブサイトからご確認いただけます。

#### 4. 登録手続き

別添資料をご覧ください、下記(1)(2)ともに**3月14日(金)まで**にご対応をお願いします。

(1) 自動振替利用申込書(書類) ご記入の上、期日までに担任へご提出ください。

(2) 学校モールへの登録(ウェブサイト)

#### 5. サービス利用料金

無料

システム手数料・口座振替手数料は、世田谷区教育委員会事務局で負担するため、原則として保護者負担はありません。ただし、口座振替用紙記入不備や口座振替不能に伴う振込手数料、コンビニ払手数料等、一部費用の負担が生じる場合があります。

#### 6. 問合せ先

(1) 教材費について

用賀中学校 副校長 松下 03-3700-5600

(2) サービスの導入について

教育委員会事務局 学務課 山内・長尾 03-5432-2686

(3) 登録手続きについて

学校モール事務局 06-6789-1164